

郡山市結核予防事業費補助金交付要綱

平成9年4月1日制定
平成12年4月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2の規定に基づく定期の健康診断を行う学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者（以下「設置者」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 この補助金の対象となる経費は、設置者が支弁する法第58条の3に掲げる費用とする。

2 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

ただし、千円未満の額については、切り捨てるものとする。

(1) 別表の基準額の欄に定める額

(2) 別表の対象経費の欄に定める額（寄附金その他の収入がある場合は、これらを控除した額。）

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 結核健康診断結果一覧

(3) 結核健康診断に要する費用の支払額が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、補助事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

る。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する年度から起算して5年間保存しなければならない。

(額の確定通知の省略)

第5条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

結核予防事業費補助金算定基準

基 準 額	対 象 経 費
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>1 医療機関でツベルクリン反応検査を受けた者の延数×418円</p> <p>2 医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数×454円</p> <p>3 医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×478円</p> <p>4 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×506円</p> <p>5 医療機関で直接撮影を受けた者の延数×1,767円</p> <p>6 医療機関で精密検査を受けた者の延数×7,994円</p> <p>医療機関で精密検査を受けた者のうち、直接撮影を省略した場合、その延数×6,494円とし、直接撮影のみの場合は、精密検査を受けた者の延数×1,767円とする。</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の3の規定に基づき、学校又は施設の設置者が同法第53条の2による健康診断に支弁した費用。</p>

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（定期の健康診断）

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十二章において「事業者」という。）、**学校**（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十二章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、**当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者**（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

- 2 保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。
- 3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。
- 5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

（平一八法一〇六・追加、平二〇法三〇・平二〇法七三・一部改正）

（学校又は施設の設置者の支弁すべき費用）

第五十八条の三 **学校又は施設**（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者は、第五十三条の二第一項の規定により、**学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。**

（平一八法一〇六・追加）

（都道府県の補助）

第六十条 **都道府県は、第五十八条の三の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助するものとする。**

- 2 都道府県は、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

（平一八法一〇六・一部改正）

(大都市等の特例)

第六十四条の二 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務（結核の予防に係るものに限る。）で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(平一八法一〇六・追加)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（抄）

（施設）

第十一条 法第五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

一 刑事施設

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

○社会福祉法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

（略）

10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

2 法第五十三条の二第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第五十三条の二第一項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期

3 法第五十三条の二第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。

- 一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回
- 二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

(大都市等の特例)

第三十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第六十四条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十七第一項から第三項までに定めるところによる。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の**中核市**（以下「中核市」という。）において、**法第六十四条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の十六に定めるところによる。**

○地方自治法施行令（抄）

(結核の予防に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、**中核市が処理する結核の予防に関する事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務**（同法第五十三条の二第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示及び同法第五十八条第十三号に掲げる費用の支弁に関する事務を除く。）**とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定**（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）**は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。**

- 2 前項の場合においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十三条の七第一項中「保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）」とあるのは「保健所長」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」とする。
- 3 第七百七十四条の三十七第二項及び第四項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の十六第一項」と、同条第四項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と読み替えるものとする。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(平 19 規則 17・平 29 規則 18・一部改正)

(補助金等の交付の申請の特例)

第 4 条の 2 前条後段の規定にかかわらず、市長が特にその必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、第 16 条の 2 第 2 項の規定による概算払の方法により補助金等の交付を受けようとするときは、前条の申請書に、その旨を明記しなければならない。

3 前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定めるところにより、補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付の申請をすることができる。

(平 29 規則 18・追加)

(決定の通知)

第 7 条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書(第 2 号様式)により、補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(平 19 規則 17・一部改正)

(実績報告)

第 14 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業等実績報告書(第 7 号様式)に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

(平 19 規則 17・一部改正)

(補助金等の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書(第 8 号様式)により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、補助事業等の性質その他の理由により市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の施行前又は施行の途中においても補助金等の額を確定し、通知することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に通知している決定額と確定額が同額の場合は、市長が別に定めるところにより同項の規定による通知を省略することができる。

3 補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、第 5 条の規定による交付の決定があったときに補助金等の額の確定があったものとみなす。この場合において、第 1 項の通知は、市長が別に定めるところにより省略することができる。

(平 19 規則 17・平 26 規則 35・平 29 規則 18・一部改正)

第 1 号様式(第 4 条関係)

(平 4 規則 6・一部改正)

第 2 号様式(第 7 条関係)

(平 29 規則 18・全改)

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

郡山市長

申請人 住所

氏名

㊟

〔 団体にあつては団体名
及び代表者氏名 〕

補助金等交付申請書

次の事業(事務)について、補助金等の交付を受けたいので、郡山市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により申請します。

補助事業等の名称				
施行場所				
総事業費				円
補助金等交付申請額				円
事業の目的				
事業の内容				
着手、完了予定日	着手	・	完了	・
添付書類				
摘要				

第2号様式（第7条関係）

(文書の記号)第 号

（申請者 住所
氏名（団体にあつては団体名）
及び代表者氏名）様

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで提出された補助金等交付申請に対し、次のとおり補助金等を交付することと決定したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長



補助事業等の名称	
補助金等交付額	円
補助条件	
摘要	